

第II章 緑の将来像



1.緑の将来像について

倉敷市は、平成8年度から平成27年度までを計画期間とした「倉敷市緑の基本計画（水と緑のシンフォニー計画）」を策定（平成17年の船穂町・真備町との合併に合わせ一部改定）し、市が目指す緑のまちづくりを総合的かつ計画的に進めてきました。

この計画では、市が目指す緑のまちづくりについて、「基本方針」を定め、「緑の将来像」を描き、関係機関及び庁内関係部署の横断的な連携を図ってきました。このことにより、緑の施策を効率的かつ効果的に展開することができました。

新たな「緑の基本計画」においても、「基本方針」を定め、「緑の将来像」を描き、本市がめざす緑のまちづくりを総合的かつ計画的に進めることとします。

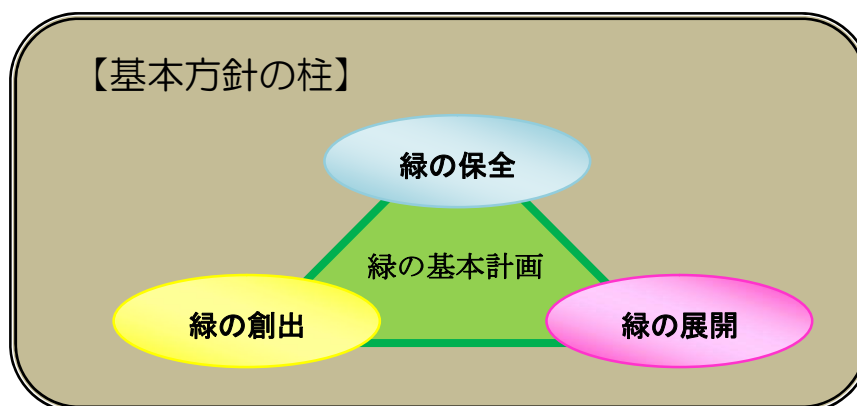
前「緑の基本計画」においては、下記の7つの基本方針を示していました。

- ①背景の山々の保全を図り緑とまちをつなぐ
- ②海辺の緑と水辺の緑を守り育てる
- ③高梁川の水と農地のつながりを継承する
- ④緑の島を市街地緑化の拠点として位置付けネットワーク化を図る
- ⑤まちのシンボルとなる都市公園をつくる
- ⑥まちなかの小さな緑をつなぎ、緑と花のプレスレットをつくる
- ⑦工場の緑をふるさとの財産と位置づけ、緑化の促進を図る

このように、前「緑の基本計画」の基本方針は、山々・水辺・農地の緑を守ること（緑の保全）、都市公園の整備・緑化の推進を図ること（緑の創出）を主な柱としていました。

近年では、緑の施策を実行性の高い取り組みとして進めていくためには、行政はもちろんのこと、市民や企業などすべての人々が協力し合い、まちづくりを展開していくことが重要とされています。今後、全国的に人口減少の局面を迎えるにあたり、持続可能な社会を構築するためには、これまで以上に市民協働の取り組みが必要となってきます。

もちろん、前「緑の基本計画」においても、市民協働の視点をもって、各種施策を実施してきましたが、新たな「緑の基本計画」では、基本方針の柱として「緑の保全」「緑の創出」に加え、市民協働や緑化の普及啓発を図るものとして「緑の展開」を基本方針に明確に加えることとします。



基本方針の大きな3つの柱である「緑の保全」「緑の創出」「緑の展開」において、倉敷市の現況やこれまでの取り組み等を踏まえ、今後の緑のまちづくりに求められていること、現在推進していることをまとめます。

また、近年社会問題化している地球温暖化の進行や生物多様性の損失など、緑に関連の深い問題についても配慮して、緑のまちづくりを進めていくことが必要となっています。これらについても、「今、緑に求められていること」として、とりまとめます。

1) 緑の保全

- 倉敷市には、ふるさとの自然を形成している弥高山、種松山、鶴形山、龍王山などの山並みや、緑と水が調和した良好な自然環境を形成している瀬戸内海、高梁川、小田川など、多様な自然環境を有した恵み豊かな緑があります。安らぎのある都市生活を営む上では、これら山林、水辺に加え農地など、骨格となる緑の保全を図ることが重要です。
- これら緑の保全については、法や条例による規制、指導が主なものとなり、これまでと同様な取り組みを継続していくこととなります。また、きれいな環境を残すためにも、山林火災防止や水質浄化、遊休農地の活用など様々な取り組みを引き続き行い、良好な状態で次世代に引き継ぐことが必要です。
- 市内には、美しい森、ふれあいの森など山林や水辺を、レクリエーションの場として活用している施設もあります。これら施設については、今後も緑を適正に維持管理することは当然ですが、さらに市民に活用していただける取り組みが必要であり、活用されることで良好な環境を保全することができます。また、良好な自然環境を有している地域があれば、教養施設、レクリエーション施設などとして保全・活用することを検討することも必要となります。
- 保全すべき緑は、前述の緑の骨格以外にもあり、阿知の藤など天然記念物（植物）、巨樹・老樹として指定された樹木、神社・仏閣・史跡などで古くから地域の住民に親しまれ地域のシンボルとなっている緑などがそれにあたります。倉敷市では天然記念物が6件、巨樹・老樹が67本指定されており、この20年間で天然記念物1件、巨樹・老樹の指定が12本増加していますが、今後も地域の緑を顕彰し、良好な状態で保存することが、自然の大切さと自然保護意識の高揚を図ることとなります。



高梁川（笠井堰）



天然記念物 阿知の藤

2) 緑の創出

- 倉敷市の都市公園は、この20年間で市民1人あたり整備面積が6.7㎡から1.4㎡増加し、8.1㎡となりましたが、全国平均、中核市平均は、ともに10㎡/人を超えており、倉敷市の整備率は全国的には低い水準にあります。
- 近年まで、倉敷市は人口増加を背景としてまちが市街地の周辺部に広がり、都市公園（特に街区公園）も市街地の周辺に多く整備が進みました。地域によっては、1人あたり整備面積に大きな差が生じており、公園の適正な配置がさらに求められています。
- 人口減少・少子高齢化社会を背景に倉敷市が目指しているコンパクトなまちづくりに対応した公園整備が、今後求められます。平成23年度に倉敷みらい公園が開園し、賑わいの象徴となっているように、市街地での質の高い緑の創出が求められています。
- 市民アンケートでは、防災機能、自然環境保全など多様な機能を持った公園整備が求められおり、市民ニーズにあった質の高い、緑あふれる生活環境を創出していくことが必要です。
- 都市公園の新たな整備のほか、倉敷市の公園は開設して30年以上経過する公園が半数近くあり、公園施設の老朽化が進んでいます。また、市内にある街区公園のうち約半数が小規模（0.1ha未満）の公園であり、これらストックの有効な利活用の検討が今後必要となっています。
- また、都市公園の整備とは別に、公共施設緑化、民間施設緑化に取り組んでいますが、現在の施策を継続するとともに、これまで以上に緑化の推進を図る必要があります。
- より多くの子供たちが花や緑とふれあい、親しむことを目的として、保育園・小学校の校庭の芝生化、小中学校の塀を生垣にする事業、学校・園も参加する花いっぱいコンクール事業などを実施しています。
- 民有地の緑化として、平成21年度から地球温暖化対策として緑のカーテン事業、平成元年から行っている生垣設置補助に加え、平成26年度から花いっぱいのまちを目指す取り組みのひとつとして花壇設置補助金交付事業を新設し、緑化を進めています。
- 今後市街地で空地・未利用地が発生した場合には、魅力的なまちづくりを進めるため、次の用途が決まるまでの間、花と緑で飾り緑地等として活用することなども考えられます。
- 観光都市倉敷市として、倉敷を訪れる観光客に対して、花や緑による空間演出でおもてなしを行い、フラワーガーデンシティ※・倉敷の魅力を伝えていくことが必要です。



倉敷みらい公園



校庭の芝生化

※フラワーガーデンシティ・・・本市が推進する「花と緑あふれるまちづくり」を表現した言葉（P21参照）

3) 緑の展開

- 本市の市民憲章には、「自然を生かし、緑と花のあるきれいな環境をつくります。」と謳われています。緑と花のあるきれいな環境をつくるためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、市民の方が花や緑を愛する優しい心を育み、花や緑あふれるまちづくりを市民・企業全ての人々が協力し、展開していくことや、その活動が持続的に展開できる仕組みづくりが必要です。
- そのためには、美しい緑、花とふれあえる機会を増やすことや、緑のまちづくりに参加できる仕組みづくりが必要となります。
- また、山や川や野原といった自然の中で遊ぶ機会が少なくなった現代の子どもたちは、緑や生物とふれあうことも少なくなっています。しかしながら、緑豊かな自然環境を守り育てていくためには、次世代を担う子供たちが緑の大切さを感じ考えることが大切です。そのためにも子供たちが豊かな自然に親しみ、ふれあい、緑の大切さを学ぶことができる機会を設けることが必要です。
- 本計画策定に伴い実施した市民アンケートでは、半数以上の市民が緑のまちづくりに関わりたいと考えていることがわかりました。これらの方々を巻き込み、緑のまちづくりに参加していただく仕組みづくりが課題となります。
- まちにあふれる花や緑は、市民の心をなごませ故郷への愛着心を養うとともに、倉敷への来訪者にも感動を与えます。市民の主体的な活動を支援して、市民や企業との連携によって四季折々の花があふれる美しいまちづくりに取り組むことが必要です。
- 市民参加による都市緑化のさらなる促進を行うため、今まで行っている緑化イベントの充実を図り、イベントを通じて、緑に関する情報発信、緑の普及啓発を行うことが必要です。
- 「倉敷市花いっぱいコンクール」「くらしき都市緑化フェア」など緑化イベントを開催し、市民の緑化意識の向上を図っています。これらのイベントは継続するとともに、時代に合わせ見直しが必要となります。
- また、生垣設置補助、花壇設置補助など、倉敷市緑化基金による助成制度の活用は、それらを普及させる取り組みや新たな支援制度の検討が必要となっています。
- 本市が推進するするフラワーガーデンシティへの取り組みとして、街路や公園の維持管理や花の植栽などの緑化を進めるため、ボランティア団体、公園愛護会などの市民団体と連携を図っています。
- 市民アンケートでは、参加したい緑化活動について「自宅の庭やベランダで木や花を育てる」が半数以上となっています。
- フラワーガーデンシティの実現を目指し、市民参加によるオープンガーデン、まちかどの花飾りを推進していくことが必要です。



くらしき都市緑化フェア



花いっぱいコンクール入賞作品

4) 今、緑に求められていること

①低炭素都市づくりに向けて

- 温暖化問題の解決に向けて、日本は平成 9 年の京都議定書において、二酸化炭素などの「温室効果ガス」排出量について、平成 21 年から平成 25 年の 5 年間で平成 2 年と比較して 6% の削減目標を掲げました。
- 人工排熱及び地表面人工化などが原因といわれるヒートアイランド現象も顕在化しています。
- 建築物や舗装面の増大、緑地や水面が減少し、CO₂ 吸収量が減少したことも一因であるとされています。
- これらの諸問題の解決に向け、二酸化炭素の排出が少ない、持続可能な都市づくりを進めるために、「低炭素都市づくりガイドライン」（平成 22 年，国土交通省）が策定されました。
- 「“みどり” に着目することも、低炭素化を図る上で重要である。みどりは、CO₂ の吸収源になるとともに、都市気候を緩和する機能を通じて、間接的に冷暖房等に起因する CO₂ 排出量を低減する。また、バイオマスエネルギーの活用という観点からも重要であり、都市構造の転換に際し、郊外部及び都心部におけるみどりの量的・質的な充実を図ることにより、みどりによる都市の低炭素化を促進できる。」とされ、みどりの分野の取り組みを推進することが記載されています。



緑のカーテン事業

②生物多様性の保全に向けて

- 生物多様性の保全に向け、平成 20 年に制定された「生物多様性基本法」では「地方公共団体の責務や、地域レベルでの生物多様性の保全・持続可能な利用に関する基本的な計画の策定の必要性」が規定され、平成 26 年 3 月に倉敷市は、『倉敷市生物多様性地域戦略』を策定しました。
- 平成 23 年 10 月の都市緑地法運用指針の改正により、緑の基本計画において、生物多様性の確保について配慮することが求められています。本計画においては、『倉敷市生物多様性地域戦略』に留意し、生物多様性の確保が効果的かつ効率的に推進されるよう配慮します。
- 限られた緑地や緑化可能なスペースにおいて、緑のもつ様々な機能を効果的に発揮させていくために、生物の生息地である緑をつなぎ、生物の移動経路や新たな生息地の提供を図る「生態系ネットワーク」の形成が重視されています。
- このことは、「倉敷市生物多様性地域戦略」をはじめ「生物多様性国家戦略 2010」（平成 22 年，環境省）に示されているほか、「社会資本整備重点計画」（平成 21 年，国土交通省）においても、「水と緑のネットワークの形成」が施策の一つに位置づけられています。
- 本計画においても、緑の保全や創出・展開を通して「緑のネットワーク形成」を目指します。

③コンパクトなまちづくり（コンパクトシティ）との連携

- ・『倉敷市都市計画マスタープラン』では、本市の将来の都市の姿として「集約クラスター型の都市（≒多極ネットワーク型コンパクトシティ）」を掲げています。
- ・これは、都市機能の一極集中を目指すのではなく、倉敷・児島・玉島・水島・庄・茶屋町・船穂・真備の各拠点及び臨海部の産業拠点の特色に応じた都市機能の充実・強化を図り、拠点間相互の連携を強化することによって、まち全体としての総合力を発揮する都市の形成を目指すものです。
- ・本計画においても、各拠点における緑地の保全や緑化の推進を通じた良好な都市環境の改善により、コンパクトなまちづくりと連携した質の高い緑のまちづくりを進めていく必要があります。

※コンパクトなまちづくり（コンパクトシティ）とは

人口減少、高齢化、財政制約、地球環境問題などを背景として、医療・福祉施設、商業施設等が住まいに身近なところに集積し、住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通によりそれらにアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在するまちづくりのことです。

2.基本理念と基本方針

20年後の倉敷市の望ましい姿を次のように『基本理念』として掲げ、その実現のために「基本方針」を設定します。

【基本理念】

豊かな緑と水に囲まれた環境、

花と緑あふれる暮らしを未来につなぎます。

市内に広がる山々、瀬戸内海、高梁川など、豊かな緑と水に囲まれた自然環境。

花と緑あふれる質の高い生活環境。

市民との協働で進める緑のまちづくり。

「かけがえのないふるさと倉敷の自然環境をみんなで守り、質の高い生活環境をみんなで創る。そのようなまちを未来につなげていきましょう」という願いを込めて基本理念を設定します。

【基本方針】

●倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】

→私たちに安らぎと潤いをもたらすふるさとの自然、緑と水が調和した良好な自然環境などは、生物多様性、低炭素社会の形成にも寄与するものであり、これらの緑を良質な状態で次世代に継承していきます。

●花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります【創出】

→都市公園等の整備や公共施設・民有地の緑化などにより「フラワーガーデンシティ」の形成を進め、安全で快適な質の高い生活環境を創出します。

●優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】

→花や緑を愛する優しい心を育み、花や緑あふれる「フラワーガーデンシティ」を市民との協働で展開していきます。

3. 緑の構造図

基本理念、基本方針に基づき、「倉敷市都市計画マスタープラン」が示す都市構造との整合を図りつつ、倉敷市域の緑の構造図を示します。

■ 緑の構造図



【市街地ゾーン】

都市機能が集積する中心地域、住居系地域、商業・業務施設や工場と住居が混在する地域など、それぞれの地域特性を考慮した緑の保全・整備及び緑化を推進し、花と緑があふれる良質な生活環境を創出します。

主要な駅周辺では、花や緑等の演出により、都市及び地域の玄関口として、来訪者を迎える気持ちの良い空間を演出します。

子育て世代をはじめとして、倉敷に住み続けたいと多くの方に思っただけできるよう、街区公園や近隣公園など歩いていける身近な公園の整備に努めるとともに、既存の都市公園や公共施設緑地では、機能の充実や生き物の生息生育環境に配慮した適正な維持管理を行います。

【自然環境保全ゾーン】

本市の骨格を成す緑及び生き物の生息・生育の核として、優れた自然環境の保全を図ります。

なかでも、優れた自然環境や風致、野生動植物の生息地、国土保全、景観、自然体験などの観点から特に保全が必要とされる地区では、法や条例等に基づき、緑地保全地域の指定など自然環境を適正に保全するとともに、自然とふれあう場として活用を図ります。

【自然環境共生ゾーン】

農業系の土地利用がされている地区では、農業振興と農村集落の活力維持を図る農業施策と連携して農地を保全するとともに、良好な農業・里山景観や環境の保全を図ります。

既存の住宅地においては、地域特性を考慮した緑の保全・整備及び緑化を推進し、農地や里山など周辺の自然環境や生態系と調和した良質な生活環境を創出します。

河川や海岸などの水辺やその周辺の地区では、これら水辺が環境・景観・防災・レクリエーションなど緑の機能として重要な役割を果たすことを考慮し、無秩序な開発を抑制、良質な自然環境の保全、レクリエーション空間としての活用などを図ります。

【産業ゾーン】

周辺の住宅環境との調和や防災性の向上に留意し、緑地の保全や緑化の推進など、安らぎと潤いのある良好な就業の場としての環境整備を図ります。

【歴史・文化ゾーン】

倉敷美観地区や由加神社門前町地区など、歴史・文化的資源及び街並みを有する地区では、社寺林やシンボル樹の保全、歴史・文化と調和した緑化の促進による良好な景観の創出を図ります。

【緑のネットワーク】

緑のネットワークの形成は、水や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸をつくり、それらを基盤とした面的な広がり形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮する取り組みです。

ヒートアイランド現象など都市の熱環境の改善、生物多様性の確保、防災性の向上、良好な景観の形成、緑豊かで快適なレクリエーションの場の創出、散歩やサイクリングを楽しめる緑の生

活空間ネットワークの形成といった機能など、都市に自然を取り戻し、生き物とのふれあいや豊かな四季感のある、住みやすく快適な環境を形成する効果が期待されます。

また、この緑のネットワークは、生物多様性確保の観点では、「都市緑地法運用指針」に示されているエコロジカルネットワーク（動植物の生息地又は生育地となる緑地によって形成されるネットワーク）としての役割を担っており、良質な緑を保全・創出・維持することにより、地域の生物多様性を守り、その恵みを未来の世代に引き継ぎます。

倉敷市では、高梁川、小田川などの河川や用水、海岸線を「水辺ネットワーク」、山並み（稜線）等を「緑地ネットワーク」として位置付け、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成に配慮した保全・整備・活用を図り、連続性のある質の高いまちづくりを推進します。

4.計画の目標水準

1) 人口及び市街地等の規模

目標値の算定根拠として、人口及び市街地等の規模を以下の通り設定します。

■計画のフレーム

区分	現況 H26	中間年度 H37	目標年度 H47
総人口	483,722 人	484,226 人	476,320 人
都市計画区域人口	483,710 人	484,220 人	476,310 人
市街化区域人口	394,640 人	394,840 人	388,190 人
都市計画区域の規模	35,341 ha	35,341 ha	35,341 ha
市街化区域の規模	12,056 ha	12,097 ha	12,097 ha

■H22国勢調査

区分	H22
総人口	475,513 人
都市計画区域人口	475,500 人
市街化区域人口	387,736 人

- 注) 1.H26の総人口は、住民基本台帳(H26.12.31現在)より
 2.H37及びH47の総人口は、「倉敷市人口推計業務報告書(H27.3)」より
 3.H26及びH37、H47の各区域人口は、H22の国勢調査時の区域人口を参考に按分により算出。なお、表中の区域別人口の値は、地域別に算出した合計のため、市総人口を按分した値とは異なる
 4.市街化区域の規模は、H25線引き見直しの特定保留地を見込む(現時点で予定されている数値を記載)

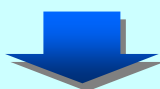
2) 計画の目標水準

本計画で示す3つの基本方針の観点から、以下の目標水準を設定します。

<基本方針1>

倉敷の豊かな緑を次世代に引き継ぎます【保全】

私たちに安らぎと潤いをもたらすふるさとの自然、緑と水が調和した良好な自然環境などは、生物多様性、低炭素社会の形成にも寄与するものであり、これらの緑を良質な状態で次世代に継承していきます。



<目標水準1>

▼緑地の確保目標

緑地現況や都市構造、今後の緑地確保の実現性等を踏まえ、市街化区域と市域全体の緑地を将来も維持していくことを目標とします。

■緑地の目標

区分	現況 (平成26年)	中間年次 (平成37年)	目標年次 (平成47年)
市街化区域	7.2% 870.5 ha	7.4% 899.5 ha	7.7% 929.2 ha
市域全体	17.2% 6,072.1 ha	17.3% 6,117.0 ha	17.5% 6,170.5 ha

※緑地とは都市公園や公園緑地に準じる機能を持つ施設、法や条例による区域指定で担保された持続性の高い、一団の規模を有するもの(P6参照)

<基本方針 2>

花と緑にあふれ、安全で快適に暮らせるまちを創ります【創出】

都市公園等の整備や公共施設・民有地の緑化などにより「フラワーガーデンシティ」の形成を進め、安全で快適な質の高い生活環境を創出します。



<目標水準 2>

▼都市公園等の整備目標

都市公園等の現況や都市構造、これまでの整備水準等を踏まえ、都市公園の一人当たり面積を10.0 m²/人、都市公園等を17.2 m²/人に増やすことを目標とします。

■都市公園等の整備目標(一人当たり面積)

区分	現況 (平成26年)	中間年次 (平成37年)	目標年次 (平成47年)
都市公園	8.1 m ² /人 390.6 ha	9.0 m ² /人 435.5 ha	10.0 m ² /人 476.3 ha
都市公園等	14.9 m ² /人 720.1 ha	15.8 m ² /人 765.0 ha	17.2 m ² /人 818.5 ha

※都市公園等とは、都市公園及び公共施設緑地の合計

▼身近な都市公園等に歩いていける地域の割合の目標

都市公園等の質(利用満足度)を高めるという観点から、市街化区域内における身近な都市公園等に歩いていける地域の割合を80.0%を増やすことを目標とします。

■身近な都市公園等に歩いていける地域の割合の目標

区分	現況 (平成26年)	中間年次 (平成37年)	目標年次 (平成47年)
身近な都市公園等に 歩いていける地域の割合	75.9%	78.0%	80.0%

※身近な都市公園等: 街区公園、近隣公園、地区公園、遊園、開発遊園、住宅遊園、子ども広場

※歩いていける地域: 街区公園の一般的な誘致圏と言われる250mを設定

※割合は、図上計測による

<基本方針 3>

優しい心を育み、緑のまちづくりを展開していきます【展開】

花や緑を愛する優しい心を育み、花や緑あふれる「フラワーガーデンシティ」を市民との協働で展開していきます。



<目標水準 3>

▼身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合

緑化活動の推進や普及啓発に係る観点から、市民の意識調査により、身近な地域の緑の量を多くと感じている人の割合を40.0%に増やすことを目標とします。

■身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合の目標

区分	現況 (平成26年)	中間年次 (平成37年)	目標年次 (平成47年)
身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合	33.9 %	37.1 %	40.0 %

※「緑が非常に多い」「緑が多い」と回答した人の割合

▼緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人の割合

緑化活動の推進や普及啓発に係る観点から、市民の意識調査により、緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人の割合を60.0%に増やすことを目標とします。

■緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人の割合の目標

区分	現況 (平成26年)	中間年次 (平成37年)	目標年次 (平成47年)
緑のまちづくり活動に関わりたいと思っている人の割合	53.6 %	57.0 %	60.0 %

※「積極的に関わりたい」「できれば関わりたい」と回答した人の割合

